

未熟児養育医療給付を申請されるかたへ

未熟児養育医療の給付は、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とするかたに対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担することで、乳児の健康管理と健全な生育を図る事を目的としています。**お子さんの退院前に、柏市地域保健課へご申請ください。**

1. 制度説明

(1) 対象者

柏市内に住所を有する未熟児で、次に掲げる**いずれかの条件を満たし、医師から入院による未熟児養育が必要と認められたお子さん**が対象となります。

- 出生時体重**2,000グラム**以下
- 生活力が特に薄弱であって問題となる症状を示している（詳細は市HPをご参照ください）。

(2) 助成対象となる医療

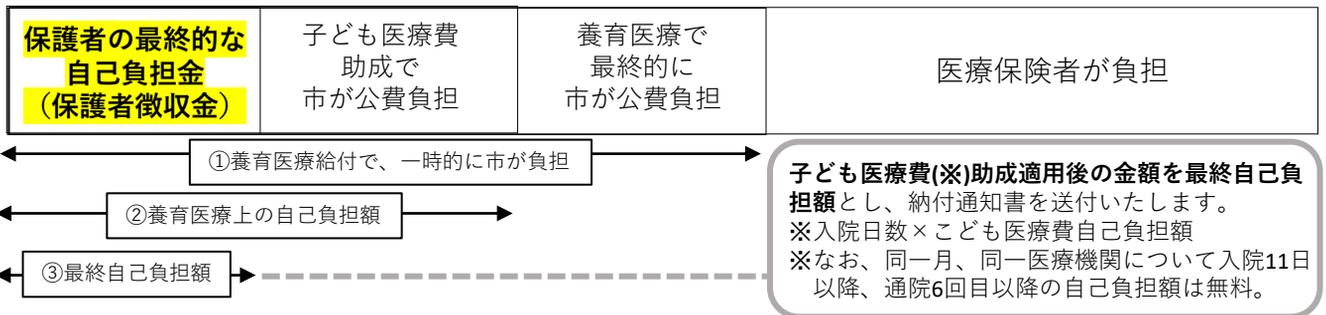
養育医療券を医療機関に提示することで、助成対象医療（診察・薬剤または治療材料の支給・医学的処置・手術及びその他の治療・病院又は診療所への入院及び診療に伴う世話その他の看護・移送など）に対する医療機関窓口での支払いを一時的に市が公費負担します。

※おむつ代など**保険適用外のお支払いは窓口で発生します。**

※医療費の助成は**指定医療機関での入院における治療**に限られます。

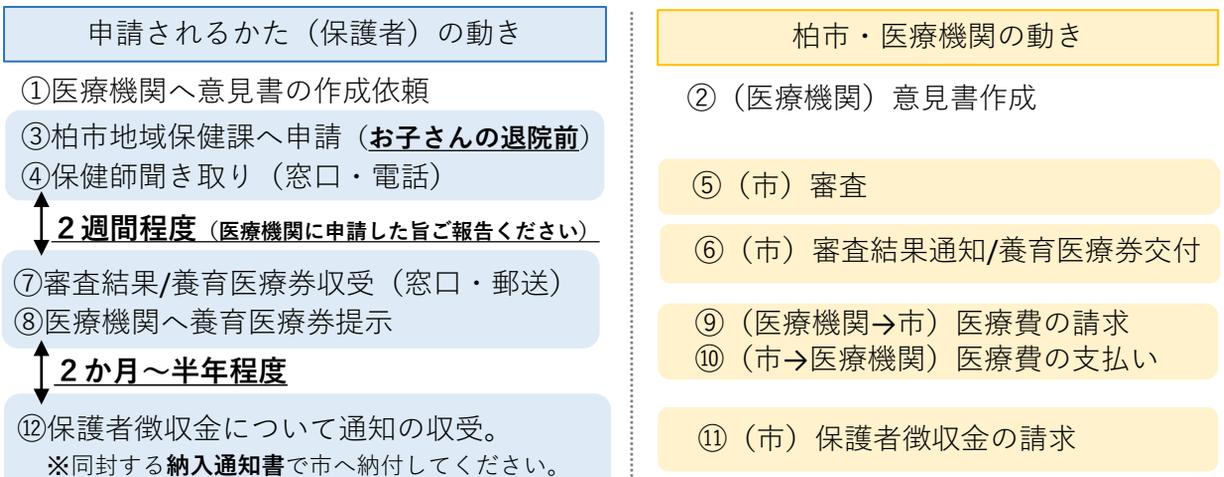
(3) 自己負担金 ※世帯の市町村民税額に応じて一部自己負担金が生じます。

(2) で一時的に市が公費助成した医療費等に対して、**お子さんの退院後、世帯の市町村民税額に応じて決定した一部自己負担額（保護者徴収金）**を通知いたします。
なお、当制度は子ども医療費助成制度と併用が可能です。こども医療費助成制度適用後の最終的な自己負担金の納入通知書をご自宅に郵送いたしますので、納付してください。



2. 手続きの流れについて

未熟児養育医療の助成制度は複雑であるため、以下に流れを示します。



3. 申請手続きについて

以下の必要な書類等をご準備のうえ、**柏市地域保健課へ、お子さんが退院する前に申請**してください。**窓口か郵送**で申請可能です。

書類不備のものは受理できませんので、以下必要書類をご熟読の上ご準備ください。

(1) 持参する書類等【郵送申請時は写しを同封】

	必要なもの	備考
1	お子さんの医療保険の資格情報が確認できるもの	【以下のいずれか1点】 ・ 現在保険申請中であると証明できる書類 ◀ 推奨 （健康保険被保険者証明書） ・資格確認書 ・資格情報のお知らせ ・マイナポータルの保険情報画面を印刷したもの ・従来の健康保険証 <small>保険証等が完成する前に申請取得できる書類です。</small>
2	世帯全員分の個人番号が確認できるもの	【以下のいずれか1点】 ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・個人番号が記載された住民票の写し ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
3	申請者の身元確認書類	【以下のいずれか1点】 ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転免許証 ・旅券（パスポート） 【補足】 上記顔写真付き書類の提示が困難な場合は、健康保険証や年金手帳や官公署から発行・発給された書類であって、氏名、生年月日または住所が記載されているもの 2点 以上。

(2) 記入（作成依頼）する書類【郵送申請時も原本提出】

※様式は柏市地域保健課窓口か、下記二次元コードリンク先で取得いただけます。

	必要なもの	備考
1	養育医療給付申請書	保護者が記入してください。
2	養育医療に係る子ども医療費助成金交付申請書	保護者が記入してください。
3	世帯調書	保護者が記入してください。
4	養育医療意見書	指定医療機関の医師が記入するもの です。 (有効期間3か月以内)

(3) その他状況に応じて必要な書類

	必要なもの	備考
1	世帯全員分の（非）課税証明書 【（非）課税証明書の年度の1月1日時点で柏市に住民票がないかた】	※用意する年度に注意してご準備ください。 4～6月に申請するかた：前年度の(非)課税証明書 7～3月に申請するかた：当該年度の(非)課税証明書 ※源泉徴収票は使用できませんのでご注意ください。
2	保護受給者証明書 【生活保護世帯のかた】	取得時の使用目的は「養育医療申請のため」としてください。
3	委任状（郵送時不要） 【申請者以外が申請書を持参される場合】	「申請者が父、持参するのが母」等の場合に必要となります。

4. 問い合わせ・申請先

柏市健康医療部 地域保健課 地域保健担当

柏市柏下65番地1（ウェルネス柏3階） 電話番号：04-7167-1257

申請様式の取得など、詳細はこちらからご確認いただけます▶

